

## 非違行為防止への取り組み

長野県松本美須ヶ丘高等学校長

- ◎ 本校では、いじめ・暴力・セクハラ・体罰等の防止を図り、すべての生徒が安心して安全な学校生活を送ることができるように努めています。また、教職員についても非違行為の根絶に向け、特別委員会（非違行為防止委員会）を設置して、小グループ毎でテーマを決めて防止に資する討議を行うなど様々な研修を実施するとともに、下のとおり本校としてのルールを設定して取組んでおります。

### ＜飲酒運転防止のためのルール＞

#### 1 酒席に先立って

- ・酒席会場には、原則として自家用車では参加しない。
- ・運転代行での帰宅予定者については、飲酒前に運転代行を予約する。
- ・飲酒の習慣がない教職員（体質的に飲酒できない等）は上の限りではない。

#### 2 酒席に際して

##### （1）開会に先立ち実施

- ・幹事・管理職等は出欠確認時に、出席者について飲酒の有無、会場までの移動方法、帰宅方法について確認する。なお、発足会等においては「統一日」を設けることにより、帰宅方法については、複数で同一の方法にするよう努める。
- ・運転代行での帰宅予定者については、開会前にその予約状況を確認する。

##### （2）酒席終了時実施

- ・幹事・管理職等は帰宅方法について再度全員に確認をする等、お互いに声をかけ合う。
- ・運転代行での帰宅予定者については、代行車への乗車を駐車場等で確認する。

#### 3 対象となる酒席

- ・学校全体及び学年会、教科会の酒席等、勤務場所から直接酒席会場に向かうもの。
- ・個人的な酒席でも、本校教職員が参加者の半数以上を占めるような場合は、これに準ずることとする。

※ このルールについては、引き続き検討を重ね「根絶」の実現を目指す。